

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 6月号

(通巻第133号)

関西労働者安全センター 1985.6.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 原発出張 放射線下作業の実態明らかに……………1
- 民営化 民間委託と労災職業病……………3
- ☆日本放送
- 学習のページ** こんなときどうする (11)……………6
- 振動病シンポジウム……………9
- 安全衛生ひとくちメモ……………10
- 休憩について ——
- 第5期講座御案内……………11
- 前線から (ニュース)……………12

5月の新聞記事から / 17 夏期カンパのお願い / 18

■表紙写真 / 5.25振動病シンポジウム

原発出張Ⅱ放射線下作業の実態明らか

全金アンケート調査結果まとめ

全国金属労働組合は、原子力発電所関連支部及び専門家、医師、岩佐訴訟を支援する会と協力し、「放射線—原発作業者アンケート」を実施した。このたびその集計が完了し、分析結果の概略が、この六月二日（四日開催された全金安全活動全国交流集会において報告された。

このアンケート調査結果は、十二支部—原発労働経験組合員一九四名（平均年齢三九才）から寄せられた回答を集約したものである。調査は大規模ではないが、その意義は大きい。

第一に、バルブ・ポンプなどのプラント関係の下請として、原発への

出張労働者を数多くかかえる全金において、はじめて実態にかかわる調査が組織的に行われたという点である。政府の被ばく統計で被ばくの集

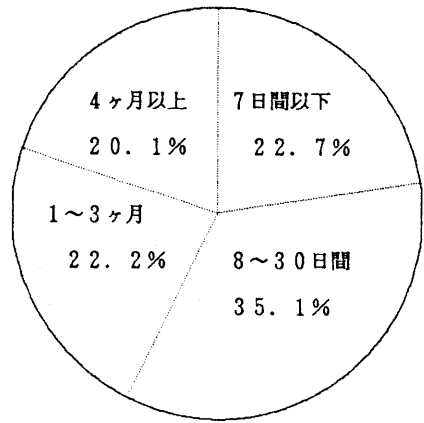
中している「請負等社員外従事者」の中味には、日雇い労働者としてではなくプラントメーカー等の下請企業の労働者が多数含まれている点を改めて想起したい。これまでも、劣悪な労働実態がマスメディア、出版物によって報道されることはあったが、今回の調査は、そうした事実を労働組合が自らの手で把握し、運動への活用へとつなげていくステップとなるものである。

第二に、言うまでもなく全金労働

者の原発出張の実情を一定明らかにした点である。

原発が日本で営業運転を開始して以来一五年以上を経過する。調査結果によれば、十年以上前から原発に入っている人が二八%をこえており、しかも、経験年数ごとの人数分布もほぼ均等になっているということは、毎年新しい労働者が「着実」に原発に入っていることを示している。また、一年間の労働日数では、一か月以上が四〇%をこえており、かなり長期の出張を課されていることがわかる。そして、出張先も一か所だけの経験者は二〇%のみであり、五〜八か所が四分の一にのぼっている。

一年間の原発労働日数

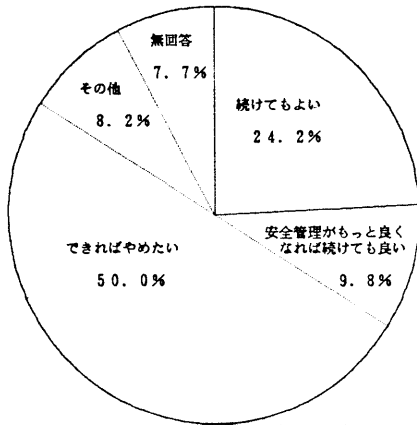


つまり、日雇い労働者だけでなく金組員も全国を渡り歩いているといえよう。

第三に、現場労働者のリアルな声を含んだものとなっている点である。たとえば、「放射線下作業を今後も続ける意志がありますか」という問いに対して、半数が「できればやめたい」と答えている。未婚者だけで見れば、より高率で放射線下作業をやめたいと訴えているのである。

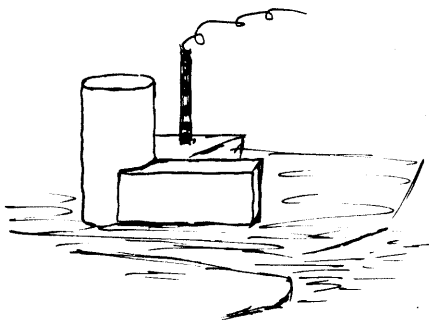
また、「放射線下作業についての具体的な意見や感想」及び「放射線被

放射線下作業を今後も続ける意志がありますか？



ばく以外で、原発出張のつらい点については、「トイレが辛抱できない。暑さも限度をこえている。」
 「全面マスクが息苦しい。会話の必要ではずす時がある。」
 「長期出張となり、洗たく、食事に困る。家族と会えず、ストレスが大きい。」
 など、様々な回答があった。ここで一つつけ加えておきたいことは、全金はこれまで、政府の画策する放射線被ばく規制緩和に反対し

大会決議を上げ、政府交渉を行ってきているが、アンケートでは、規制緩和や記録・検診などの簡素化をやるを得ないとした人が二〇%いたことである。今後の運動に課題を残しているといえそうである。
 なお、今後このアンケート結果を中心としたパンフが作成される予定になっており、職場や学習会での格好の教材として活用が期待される。



民営化・民間委託と労災職業病

日本郵便递送

市中でよく見かける赤い郵便車の所属が、民間業者であるということをご存じであろうか。郵政省からの委託で、郵便物をポストや郵便局から取り集めたり、郵便局から郵便局へ郵便物を輸送したりするのが主な仕事であるこのような民間業者は、全国で主なものだけで八六社ある。

今回はそのうちの最大手で七〇%のシェアを占める、㈱日本郵便递送の職場実態について報告する。たしかに、このシリーズにおいては官公労職場が対象ではあるが、今回の㈱日通の労働者は、七一年に全通労組に統一加盟し、以来郵政労働者と一体となり闘いを展開してきた経過を

もっている。このことから、日通は本シリーズの「民間委託」の実例とも言うべき存在であるので選んだ。なお、直接的な取材は全通大阪日通支部で行なった。

臨調路線で

七〇〇名の人員削減

この日本郵便递送が今回の臨調攻撃にいかにかざらされているかを知るために、少し長文になるが、その答申の一節をみてみよう。

「委託道路運送会社は現在八六社に及んでいるが、特定の一社で全体の七〇%のシェアを全国的な規模で

持ち、しかも同社は最近多額の経常欠損を生じており、郵便事業本体に悪影響を与えるおそれを生じている。業務の委託に当たっては、委託先を多角化し、委託先事業の活性化を図るべきであり、現行の特定一社中心の委託の在り方は、これは抜本的に改める」と述べられており、まさに名指しで攻撃されているのである。

この一節で述べられている内容について、簡単に説明すると、日通の主たる契約者である郵政省にとって全国で七〇%のシェアを占める業社があるということは、その契約料の決定において不利であることは明らかであり、(たとえば日通がストを

うては郵便が止まることも考えられる。そのような力関係を覆えそうと郵政省は、他の民間業者をより多く採用し、業者間の競争をあおり、そのことによって、契約料の値引きを図ろうとしているのである。

このような事態になることによって、最も被害を受けるのは現場で働く労働者であり、労働強化、低賃金をはじめとする合理化にさらされることは明らかである。現に、この間日通において、全国で約七〇〇名、うち大阪日通で約七〇名の人員削減が行われている。

ところが、これら日通に対する攻撃は、なにも今に始まったものではなく、戦後一貫したものであった。その中でも、この五、六年の動きは激しく、次にそれについて述べてみたい。

ツーマンがワンマンへ

一日二回が四回、五回へ

この五、六年前の時代というのは衆知のように、ヤマト運輸、佐川急便をはじめとする民間宅配業者の急激な普及によって、郵便物が激減していった時代である。

このような情勢に危機感をかんじた政府・郵政省は、全通労働者に対し、臨調行「革」路線にのっとって矢継ぎ早やに攻撃をしかけてくるのである。この攻撃は、日本通送に対しても例外ではなく、それどころか、郵政事業全体に対する合理化攻撃の中で、最も集中的に攻撃目標とされた部門のひとつとしてこの日本通送があったと言っても過言ではない。

その攻撃のひとつとして、一九八〇年頃提起されてきた、ツーマンからワンマンへというのがあり、つまり、それまでほとんどの郵便車が二人乗りであったが、それを運転手一

人だけにし、郵便物の集取、積み降ろし等すべての作業を運転手一人で行なうというものである。この当時の郵政省の言い分は、民間運送会社は言うに及ばず、市バスさえもワンマンでやっているのに、なぜ郵便車だけがツーマンでやらねばならない理由があるのか、ましてや郵便物がどんどん減っている時代に・・・というものであった。

これは、明らかに人減らし安上り政策をねらったものである。しかし、郵便輸送という特殊な任務と作業内容から、郵便物の安全性、敏速性は最低条件として必要であり、そのためには、それらを実施し得るだけの人員配置も欠かせないのも自明の理である。政府・郵政省はこの観点をぬきに、ただ「安上り」のみを目的としているのは明らかである。

次に提起されてくるのが、翌日配達体制の確立をめざした勤務体系の変更である。これは一九八四年二月から実施され、それに伴う郵便内務

(とりわけ、区分局において)の勤務体制の変更については、先月号で述べたが、この日通職場においてもかなり厳しい労働強化がもち込まれている。

まず、夜間労働の回数が大幅に増えたこと、そして労働密度が非常に高まったこと等をあげることができ

る。
夜間労働の増加については、先月号でも述べたところであり、今回は説明をさけるが、ただ輸送を受けもつ外務の方が内務に比べ、その増加率において高率を示していることだけは指摘しておかねばならない。

次に、労働密度の問題であるが、それまでは一回の集配、あるいは、局から局への輸送が終了すると次の集配、輸送に出かけるまでに、若干の休憩をとることができたが、この勤務体制が実施されて以降、その休憩がとれなくなった。ということはたとえばそれまで一日に三回運行していたのが、休憩時間をなくすこと

によって四回、あるいは五回の運行を行うようになったということであり、それは同時に、人員整理へとつながっていった。それは、昨年四月以降この一年間で大阪日通において約七〇名が削減されていったという事実が証明している。

合理化で

健康破壊の心配

以上が、ここ数年のうちに日通労働者にかけられた合理化攻撃の主な中味である。このような中で、組合員の健康状態については、未だ支部によって充分把握されていないものの、職場からは「疲れがとれない」「身体がだるい」等の声がよく聞かれるという。とりわけ昨年二月以降の夜間労働の強化により、その傾向が強まったようである。

先月号でも述べたように、政府・郵政省は今後、地域区分局への深夜勤導入を目論んでおり、もしそれが

実施されるならば、日通労働者にとっても更なる夜間労働の強化が要求されることは必然である。
これまでの歴史をみても、郵政における諸改悪が漸行される時、まず最初に、しかも最も厳しい労働条件がつけつけられてきたのが、この日通労働者であった。

今後、夜間労働の強化は言うに及ばず、全般的な労働条件、労働環境の悪化は予想され、それに伴ない、労働者の健康破壊が進行するであろうことは確実と思われ、それへの対策も早急に考えなければならぬ時期にきているのではないか、と思われる。



こんなときどうする

(11)

職場安全活動の手引き

通勤災害その2 通勤における「中断と逸脱」

「ごさいな行為は

逸脱・中断ではない

会社員のAさんは、帰り途に梅田地下の焼鳥屋で立ち飲みで一〜二合飲むのを楽しみにしており、この日もいつものようにのれんをくぐりました。ところが運悪く、先に入っていた客とぶつかり、顔を殴られて二週間のケガをしまいました。Aさんは会社に通災の手続きをしてくれと頼みましたが「飲んでケンカしたのやから自分の責任」と拒否されてしまいました。こんな時は、やはりだめなのでしょうか？

結論的にいうと十分に通災として成立しますが、二つの問題が絡んでいます。ひとつは、負傷の原因が殴られたことです。これは前回「通勤による」の説明で述べたように、もしこれが正味のケンカであれば、これは被災者の「故意」が入っている代表例としてダメですが、このケースではやぶから棒に一方的に殴られたのですから大丈夫ということになります。もう一つの問題は立飲屋に寄るといふ行為であり、しかも寄っている最中にケガをしたという問題です。

労働省の説明によると、通勤経路の「逸脱」及び通勤の「中断」については、逸脱・中断の間及びその後

は通勤としないという見解を示しています。より正確に言うると、「逸脱」とは通勤の途中において就業または通勤とは関係のない目的で合理的経路をそれることであり、「中断」とは通勤の経路上で通勤とは関係のない行為を行うこと、となっています。従ってAさんの場合、「中断」中の事故ではないかという疑問が出るわけですが、労働省にも少しは情け深いところがあるようで、「労働者が通常通勤の途中で行うようなささいな行為を行う場合には逸脱・中断としては取扱わない」という見解が併せて示されているわけです。その例としていくつか列挙すると、経路近くの公衆便所の利用、途中にある公

園での短時間の休息、経路上の店でのタバコ・雑誌等の購入、経路上の店で極く短時間、お茶かビール等を飲む場合、駅売店でのジュース等の立飲み：：等となっています。これでもわかるように、Aさんのケースは中断・逸脱には当たらないことになるわけです。

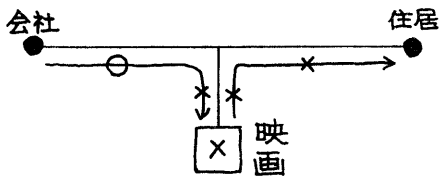
しかし、これも「極く短時間」という制限があり、麻雀・映画・スナック・デートなどはだめだとされているので注意する必要があります。

ケース(1)



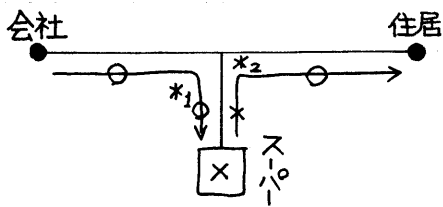
中断、逸脱とは判断しない

ケース(2) 完全な中断、逸脱

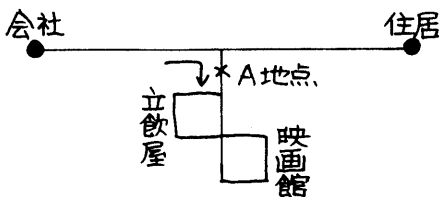


映画をみるための経路をそれた
時点より後は全て通勤と認めない

ケース(3) 最小限の中断、逸脱



道をそれた時点*1から元にもどった
時点*2を除いて通勤と認められる



通災に論理性はなごまない
常識論をベースに

Aさんは、結果的には通災となりましたが、その友人のBさんが帰りの道いつものようにスーパーに寄って買物をしていました。ところが、こ

れまた運悪く、品物の荷崩れが起って下敷きになってケガをしました。かねてからBさんは「日常的な買

物の場合はいける」と聞いており、またAさんの前例もあったため、会社もこれに同調し申請を行いました。ところが結果は支給決定となりました。理由は「逸脱・中断中」ということでした。日常的買物もいけないのでしょうか？

労働省の説明をよく読むと、こうあります。つまり「日常品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為」のための通勤の中断・経路の逸脱については、その中断・逸脱の

間を除き、合理的経路に復した後は再び通勤とする……と。つまり一般には一度中断なり逸脱があった場合には、その間はもちろん、たとえ元の経路に戻っても一切通勤と認められないのに対して、日常の買物等の場合はそれを終えて戻ってくれば、また大丈夫という論理になっていきます。しかし、Bさんの場合は、買物中であつたので不支給となつたわけです。

以上、少しややこしい話となりませんが、三通りのことを述べましたので図で整理すると右のようになります。

しかし、通勤災害というのとはもともと理論的に論じるのはなじまない点も多く、常識論をベースとして、その範囲を少しづつ拡大していくことが必要でしょう。例えば、ケース(一)とケース(二)にしてもその差はニュアンスのよう

なところがあります。仮に右下図のうな位置に店があつたとすれば、A点でケガをした場合はどうなるかおもしろい議論になるはずですが、立飲屋が経路からあまり離れていないことが条件ですが、飲みに行くつもりだったといえは通災となり、映画をみに行く途中と言えはダメになるわけです。気をつけて発言した方がいいと思います。

労災職業病医療・職域医療・地域医療 医療・一般事務職員募集

医療運動に熱意のある方

◎給与例(22才) 基本給14万5千円 他諸手当有 ◎申し込み25日迄

大阪市港区弁天二ー一三〇

医療法人南労会

松浦診療所

安全センターまで御連絡下さい

「振動病」大阪シンポに200名

最高裁闘争に向け支援体制を拡大

五月二五日、PLP会館(北区)において、総評大阪地評の主催による「高松高裁不当判決批判、人権と健康を守る『振動病』大阪シンポジウム」が開催された。またこれと同様のシンポジウムが昨年十二月、東京においても開かれている。

この裁判に関しては、当機関誌にてこれまで何度かふれてきたが、ここでもう一度その内容について簡単に述べておこう。

元高知管林署職員(全林野労組員)十二名のチェンソー使用による振動病被災についての損害賠償請求に対し、高松高裁は昨年九月十九日、高知地裁判決を全面破棄、請求棄却の判決を行なった。その判決内容たる

や極反動ともいうべきものであり、その論旨は、機械文明の発達にともなう人間生活の便利さを追求しようとする限り、その機械使用による職業病の発生に対する責任を使用者に求めるならば、文明の発達(「国民生活の維持向上」)は阻害されることになる、というものであった。

つまり一言でいえば、文明の発達には犠牲はつきものであり、たとえそれらを使用する労働者に種々の障害(たとえば振動病)があらわれたとしても、それは大した問題ではないと言いつけるのである。このような判決は、これまで労災職業病斗争や反公害斗争によって勝ちとられてきた企業責任の問題を、無に帰そうと

する意図があることは明らかである。今回のシンポジウムにおいては、このような論旨を展開する反動判決を、単に批判するだけに止まらず、今後の最高裁斗争への体制づくりは言うに及ばず、今回の問題を、労災職業病斗争全体に対する挑戦と受けとめ、全国的に闘いを推し拡げたい、こうというものであった。

当日は、大阪総評の岡本知明議長のあいさつをはじめ、特別報告として五島正規氏(四国勤労病院々長)、深田和之氏(全林野弁護団)、松田正治氏(全林野大阪地本)より、それぞれの立場から今回の判決内容の反動性について暴露された。また、細川汀氏(京都府立大教授)からも「労働者の生命・健康と高松高裁振動病逆転不当判決」と題した特別講演がなされ、振動病の闘いの歴史等についての報告があった。

その他、現場報告として全通、国労、全港湾、全金の各単産からの報告など、約二〇〇名の参加者の中で、最後に今後の闘いへの決意を誓うアピールを採択し終了した。

安全衛生

ひとくち

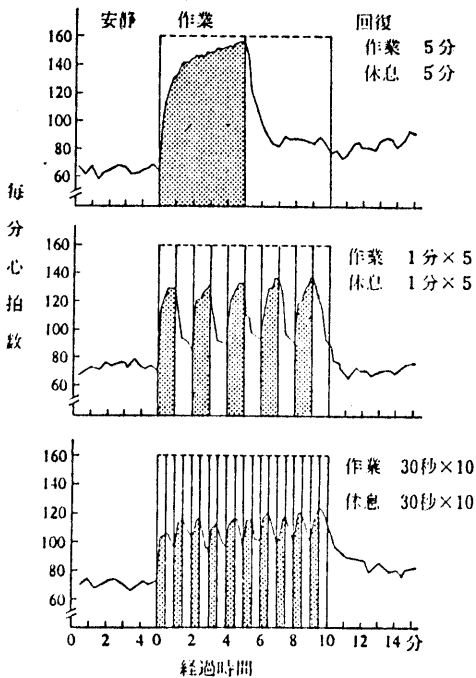
メモ (2)

どんな仕事でも休みなしに続けられる限度となるような時間がある。だからある程度仕事を続けると休憩時間をとることになる。ただその休憩時間は、その職場で決められたいわばフォーマルな形でとるものと、作業中のひと休みといったインフォーマルなものがある。

フォーマルなものとは、たとえば昼休みとか午前中の十五分休憩というようなものであるが、これは職場によって長い経験の中で、効率的な休み方が自然になされている場合が多い。しかし、インフォーマルなものとはといえば、これは作業のゆとりが十分とれていく場合でなければとれないというのが実情だ。

たとえば、キーパンチ作業やスーパーマーケットのレジ作業のようなゆとりが確保しにくく、区切りもつけない作業で、頸肩腕障害が多発したことから、一連続時間の規制が出されてきた。しかし、作業が管理

されている状況の中では、その一連続時間の中でもひと休みはなくなり、疲れをがまんして続けることになる。ここで考えてみたいのは、こうした作業管理が経営者の側からなされている場合だけでなく、働いている労働者本人の方が自発的に働き続ける場合があるということである。「今日中にこの仕事に区切りをつけてしまおう」とか「バーツと早いとこやっつけてしまつて後のんびりしよう」という具合に自分で自分の身体に△



作業分割と休息のとり方別にみた自転車エルゴメータ作業(120ワット)時の心拍数変化(森岡)「労働の科学」より

チを打つのである。これが共同作業の場合には、お互いに暗黙の了解の下でやることになり、自発的なひと休みがとれなくなってしまう。

ここに興味深い実験結果がある。これは、動的作業について作業時間を分割し、一定の割合で休息を挿入した場合の心拍数の変動である。この例では、作業を五分続けるか一分続けるか、三十秒にしておくかによって、同じ一〇分間の作業量は同じなのに、心拍数のレベルが大きく異なることがわかる。つまり、他の条件が同じなら作業分割のあるほど、回復時の心拍数の総和が少なく、疲労回復が早められるわけだ。

これは、どんな作業にも共通したものであり、連続作業時間、休息のとり方について、職場で考えなおし検討していくことは、労災職業病予防のための案外重要な取り組みになるのである。

第5期 労災・職業病 関手講座

- 開講期間 (前期) 6月19日～7月24日
(後期) 9月25日～10月30日
- 開講時間 午後6時～8時
- 開講場所 大阪労働金庫本店会議室
(森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車・市立労働会館南側)
- 受講費 12回通し(特別講義を含む) 4,000円(会員は3,000円)
前期または後期のみ() 2,000円(会員は1,500円)
1回のみ 400円(会員は300円)
- 受講方法 受講申込書に記入の上、関西労働者安全センターまで送付して下さるか、または直接会場に持参して下さい。
- その他講座に関する問い合わせは
関西労働者安全センターまで
〒550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル402号
☎(06)538-0148

- 前期 <運動編> 期間6月19日～7月24日(毎週水曜日)
- 6月19日 開講式 映画—全港湾米穀運送分会の闘い—上映と報告
- 6月26日 労基法、労災保険法改善問題 尾崎勝治(全港湾建設支部)
- 7月3日 労働運動と労災職業病闘争 金銅正夫(全林野大阪地本)
- 7月10日 職場の健診と環境調査 田村孝弘(松浦診療所健診部)
- 7月17日 労災賠償のしくみと認定闘争 紙谷英信(安全センター事務局長代行)
- 7月24日 職場の安全衛生を考える 榎本祥文(安全センター事務局長)
- 特別講義 <9月>
VDT労働の安全衛生 酒井一博(労働科学研究所)
- 後期 <医療編> 期間9月25日～10月30日(毎週水曜日)
- 9月25日 腰痛症 新井孝和(京大阪大労働研医師)
- 10月2日 脳卒中・心臓病 足達七郎()
- 10月9日 頸肩腕障害 松浦良和(松浦診療所々長)
- 10月16日 じん肺・中毒症 大成功一(京大阪大労働研医師)
- 10月23日 労働と精神神経障害 川合仁(京大精神科医師)(予定)
- 10月30日 修了式 記念講演

前線かろ

東南地域 労災 職業病

交流会がスタート

各単組の経験を

地域へ

東大阪

六月十四日、平野区役所に

平野区役所に

おいて、第一

回「東南地域」

「労災職業病」交

流会が開かれ

た。

交流会には、東南地区評、

市職平野、東住吉、市職民

生、全金松本製作、大和鋼

業、協和精工、ヤマト産業、

オーシマ、全通平野、東住

吉の各組合活動家と安全セン

ターが参加した。冒頭座長

平野地協事務局長(市職平野)

奈良

グラインダーのケイワン

労災申請へ準備開始

全金北条歯車支部(奈良・

王寺町)のH氏は、グライ

ンダーを使用して歯車のス

リ合わせ、面取りという仕

上げ工程に、一九六五年入

社以来従事してきたベテラ

ン仕上工である。

地域連帯をすすめる上で重

要であり、まず経験交流か

らはじめていこう」とのあ

いさつ、次に、東南地区評

宮崎氏が「労災問題の基本

的とらえ方」について、提

起をおこなった。

続いて、安全センターよ

り労災補償のしくみについ

て解説したのち、全金協和

精工支部より「柏木氏急性

心不全認定斗争」について、

市職民生局支部保母さんよ

り、ケイワン・腰痛公災認

定の取り組みについて、そ

れぞれ経験報告がおこなわ

れた。

今後、この地味ではある

が意義深い取り組みの進展

が期待されるところである。

症と診断、業務との関係は

明白であり、労災申請に向

けて準備をすすめている。

この職場でのグラインダ

ー作業は、重さ約三・五Kg

のグラインダーを両手で持

つての立ち、あるいは中腰

姿勢の連続である。H氏は

これまで何回か治療を受

けており、同僚で振動病に

被災した労働者も出ている

のである。

このように職業病発生の

危険率の高いグラインダーとが、発症・悪化の要因と作業であるが、今回のH氏 となったとみられる。の場合、昨年末に同職場に 安全センターとしても全欠員が出ていたところに、 面協力で取り組んでいくこ業務量の増大が加わったこ とになった。

南大阪

フィールド合宿

準備始まる

内容の充実化はかり活気ある取組み

労組訪問、労働体験、学 習会などを通して、学生が 労働者住民医療に学ぶ「南 大阪、尼崎フィールド合宿」

この日は、準備の仕方、 の実行委員会が、六月九日 内容についての討論が行わ 松浦診療所で開かれた。今 れたが、特にフィールド合 年で十二回を数えるこの活 宿について学生側がどうい う態度で臨むのかという問 動に参加するのは、京大、 題に討論が集中した。研究 神戸大、京都府医大、大阪 会活動、自治会活動を担っ 医大、兵庫医大、岡山大等

ている医学部学生の中で、 フィールド合宿はその重要 なインパクトの役割をはた しているが、その運営につ いては課題も多く、毎年の 総括の不徹底さなどがその 典型で、今年はその点も重 視することになった。

内容としては、労組訪問 の他に講演二回、健診活動、 労働運動についての学習会 二回など、充実したものに していくこととなった。

今後は、各大学に呼びか けを行い、参加者を七月上 旬には確定する予定になっ ている。

また関東フィールド実行 委から、今年は二八〜三〇 日の日程で充分な準備のも とに行われることが報告さ れた。

東大阪

ゴミ収集作業員の腰痛 アンケート調査準備始まる

・東大阪市府役所労働組合・

東大阪市労組では、清掃労働者の健康実態に焦点をあて、安全衛生の取り組みを強めている。

五月三十一日には、安全センターと関西環境分析センターの両者で、同市中部環境事業所のゴミ集取作業員の作業を見学し、取り組みの内容について協議した。作業実態については、予想されたとおり腰部の負担が大きく、その面の対策の必要性が高いと判断された。協議の結果、環境測定（粉じん、排ガス、騒音）や健診について考慮しつつ、

まずアンケート調査で労働者の意識を正確につかむことから始め、その後、腰痛

に関する学習会、体操指導などを進めていくことになっている。これまでに、清掃事業が腰痛多発等、問題があるにも関わらず、特に対策が立てられてこなかっただけに、今度の取り組みの進行が期待されるところである。

労基署側の人事異動などもあつて調査は遅れており、現在ようやく本人および上司の聞き取り調査が終わった段階であるが、六月中旬にはわれわれの独自調査に基づいた意見書の提出を予定している。

南大阪

大工さんの脳内出血 調査すすむ

かびりの無理が必要な大工仕事

市営、府営住宅の建設にともなう内装工事を行う大工さん（工務店所属）は昨年十二月、大正区にある建設現場でクギ打ち作業を行っていた時、急に頭痛を覚え、その上、手足の自由

もきかなくなりその場に倒れた。病院にはこぼれ「脳内出血」と診断され即入院。三月頃まで入院加療を受け現在は通院によるリハビリ訓練を行っている。

これまでの調査によるとKさんのような下請の大工労働には種々の厳しい労働条件が付きまとう。たとえば、元請からの工期の指定、これは絶対的な命令でありもしその期間に仕事が終了しなければ次から仕事の契約ができないこと、あるいは賃金は出来高払いであることなどである。その他この種の仕事には、かなり無理をしなければ飯が食えないという要素が多々ある。今回のKさんの場合においても、この工期の関係で

倒れた日以前約一か月半ほど休みがとれなかつたという事実も判明しており、こ

れらから考えてKさんの「脳内出血」は明らかに業務上災害である。

ることになり、この取り組みは、とりあえず延期することになった。



田 吹 倒産下のパン工場で 「労働者が自主生産 再建めざし安全衛生面からも支援を

四年半前に経営者の放漫経営のために倒産、という状況にありながら、労組が会社再建を目指して自主生産を続けている製パン工場の木村屋チエーンで、この一月末に連続二人の食パン包装機による指の切断事故がおきた。同労組は、事故にあった労働者の障害補償の請求を、この五月十七日夜木労基署に行った。

全面的に行う準備を始めたが、三月になって、大口債権者の大同生命が競売へと乗り出し、整理屋が出てくるなど緊迫した事態を迎えている。

しかし、斗いの中で生産を続ける組合員の中には、健康状態の不安も多く、実態把握等、何らかの取り組みが必要と思われる。

パン工場見学会やバザーなど、地域の労働者の支援を得ながら再建を目指す同労組の斗いを、安全衛生の面から安全センターとしても支援していきたいところである。

此花

**未組織相談者の受け入れ体制
確立めざし内部学習会**

此花労働者センター

同労組はたび重なる事故の後、工場内の安全点検を今後、地域で主にパート労働者を対象にした相談活動を企画しており、現在それ

に向けた内部学習会をはじめとする準備を進めている。その一環として、去る六月四日には、東地域合同労組の西浜氏を招き、当労組の結成から現在に至るまでの経過、およびその主な取り組み等についての報告を受け、意見交流を行った。

大阪

建設工事現場の脳卒中

却下決定に重大な事実誤認 大阪労基局を追及

いかなければ、またぞろ同
じ壁にぶつかるとも予想
される。
此花センター運動の今後
の更なる発展強化をねがう
とき、この受け入れ体制の
確立はさけて通れない問題
のひとつではなからうか。

れ、交渉を行った結果、重
大な事実誤認があることが
判明した。
指山審査官は却下の理由
として、中川氏は「仕事
頭痛がおこり狭い通路にし
やがみこんだ」と事実認定
し「頭痛が先行したため
おきた脳卒中であり、業務
との因果関係はない」と断
定した。しかし、「頭痛が
先行した事実」は何を根拠
にしているのかと追及する
と、中川氏の運びこまれた
病院のカルテに記載されて
あるからと答えるのみであ
った。事実は、中川氏は鉄
パイプで転倒して脳卒中を
おこした後、近くの病院に
かつぎこまれたが、そこで
はまず、腰を打っている
ということで腰のレントゲン
をとり、内科診察をした上
異常がないと判明し、念の
ため脳波をとったため、脳
卒中が判明したのである。
しかもこの間、中川氏本人
は記憶がなく、カルテ記載
の内容についても信ぴょう
性の乏しいものであった。
にもかかわらず指山審査官
は、鉄パイプに足をすべら
せ転倒したとする中川氏の
主張を全く信用せず、あい
まいな医者カルテによっ
て事実認定をおこなったの
である。

いのちとくらしを守る会
(代表・衆議院議員上田卓
三)と安全センターは、重
大な事実誤認をしたために
審査請求を却下された中川
氏の労災問題について、審
査官に対して責任追及を行
っている。

我々は、こうした審査官
の態度は、予断と偏見をも
った決定であり、指山審査
官はもとより、これを監督
する大阪局全体の姿勢が問
題であると追及した。これ
に対し、六月十一日の交渉
では主任審査官も重大な問
題とうけとめ、大阪局とし
て中川氏の救済のため努力
することを約束した。

中川労災は、建設工事現
場で作業中、散乱していた
鉄パイプに足をすべらせ転
倒、そのショックで脳卒中
早期、話し合いを申し入

行ってきたが、今年四月、
指山審査官は審査請求を却
下する決定を下した。
早速、話し合いを申し入

五月の新聞記事から

五・一

サウジアラビア長期出張中、舌ガン死した会社員の家族が「健康管理は企業の責任」と東京地裁に賠償提訴

五・一八

三菱南大夕張鉱でガス爆発、六十二人死亡

五・二

阪神高速で保冷車が支柱に激突、運転手が全身打撲で死亡(浪速区)

五・二〇

石川県沖で漁船衝突、四人死亡、一人不明

五・八

単身赴任の警察署長が「眠れぬ」と公舎で自殺(和歌山・湯浅町)

五・二二

大昭和製紙でタンク爆発、全身やけどで二人重体(静岡・富士)

五・九

タンクローリー横転・炎上、六棟巻添え(東京・目黒)

五・二三

名阪国道で大型トラックが二重衝突。四人死傷(奈良・山添村)

五・一五

日本セメント佐伯工場で、ミル修理中の孫請け労働者が、ガス中毒により三人死亡、一人重傷

五・二七

スペインでタンカー爆発、日本人二人死亡二人不明、二人負傷。うち二人は、船員派遣会社々員、四人は、海員組合のあつせんでこの会社へ派遣されていたもの

五・一六

衆院社労委で、労働者派遣法、男女雇用機会均等法を自・公・民の賛成で可決

五・三一

砕石場でショベルカー横転、作業員二人死亡(北海道・共和町)

五・一七

総評マイコン調査委員会の「VDT労働と健康調査」で、妊産婦の三人に一人強に影響が出ていることが判明

トヨタ本社工場で、プレス機防音扉修理中、労働者にボールが直撃、ケイ動脈切断で死亡(愛知・豊田)

一九八五年夏期カンパへの御協力をお願い

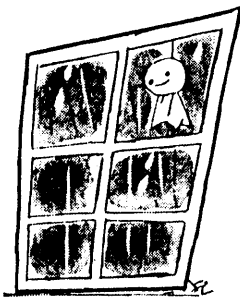
各位におかれましては諸取り組みにてお忙しいことと存じます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御協力に対し心よりお礼申し上げます。

さて、これまでも折にふれ報告してまいりました紀和病院も開院以来早八カ月が経過し、現在、関西南部において名実共に労災職業病医療、地域医療の拠点となるべく着々とその基盤を固めつつあります。しかし、このような成果の一方では、臨調行「革」をはじめ労基法、労災法の改悪等、政府・資本による労働者攻撃は一層激しさを増してきており、あらゆる職場における労働者の実態たるや未曾有の労働強化と精神的緊張による健康破壊は進行の一途をたどっております。このような情勢の中で、わが安全センターの推し進める労災職業病闘争、生

命と健康を守る闘いは、ますます重要な位置に属し、今後更に多くの仲間と団結し闘いの発展、強化、拡大をめざしていかねばならないと確信しております。

しかし、このような闘いへの決意の一方では、それを支えるべき財政面においては未だ不安定さはぬぐい切れず、各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。

毎年のことで恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上であります。趣旨御理解の上よろしくお願い致します。



昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

6月号(通巻第133号)昭和60年6月10日発行

(毎月一回10日発行)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28